

## アメリカ合衆国における音楽科教員免許制度に関する研究

— 1980年代の教育改革を通して —

榎原 仁 美

(本講座大学院博士課程前期在学)

### はじめに

アメリカ合衆国憲法において、その憲法によって合衆国に委任されていない権限や、また州に対して禁止されていない権限は、それぞれ各州または人民が保持している。そしてこの規定に基づいて、教育についても原則として国家は関与しないという姿勢をとっている<sup>1)</sup>。教育に関する事項は州の専権事項であり、さらに州はその権限を大幅に地方学校区に委ねている。したがって、アメリカの教育制度は州や学校区によってまちまちである。教員免許に関することも同様で州によって免許の名称や免許状取得基準などが異なっている。そして日本の免許制度と大きく異なるのは、免許状に有効期間があり、更新の手続きを行わなければならないことである。

しかし、日本でも、2001年12月、文部科学省中央教育審議会で、「今後の教員免許制度のあり方について」に関する中間報告がなされた中に、教員免許更新性の可能性が掲げられていた<sup>2)</sup>。その目的として、教員の適格性確保と専門性の向上の2つが挙げられ、これらを想定し、その導入の可能性が検討された。したがって更新の手続きがはやくから行われているアメリカの免許制度を検討していくことは有意義であると考えられる。また、アメリカにおいて現在、教員の資質向上を目指し、教育改革が進行中である。2002年1月にブッシュ大統領が署名した『The No Child Left Behind (落ちこぼれゼロ)』法の下で、2005年秋までにすべての教室に優秀な教師 (a qualified teacher) がいるようにすることとされている<sup>3)</sup>。

アメリカの音楽科教員免許制度についての先行研究としては「音楽教員免許状に関する日米の比較研究」(篠原、太田、月岡1985)が挙げられ、その後は全く検討がなされていない。この研究はErbes, Robert L.によって編集された『音楽科教師教育における免許制度の実施と傾向』“*Certification Practices and Trends in Music Teacher Education*” MENC (1983)の調査報告書に基づいて、アメリカと日本の音楽科教員免許制度を比較検討したものである。この研究で明らかになっている概要を示すと以下のようになる。①アメリカの大学における音楽科教員志願者に対する履修基準の平均は、一般教養45.3単位、音楽専門科目40.1単位、教職専門科目20.5単位である(いずれも2学期制の1学期であり、その他付加的な科目もある)。②基礎免許状の有効期間が平均5.1年と限られている。③基礎免許状から上級免許状への更新は、必要単位数、取得学位、教職経験を基準にして行われる。そしてそれが給与体系と結びついている。④免許状の州相互における有効性に関して、他州と協定や契約を結ぶ州が多く見られる(互恵協定)。これらのことから、日本の音楽科教員免許制度と相違する点が示され、当時の日本における音楽科教員免許制度の在り方に有益な示唆を与えた点で、この先行研究は高く評価できるといえる。本稿では、この先行研究

の研究手法に則って、1983年から1992年までの音楽科教員免許制度の変遷を概観し、それによって得られた新しい特徴を示す。最終的には、現在のアメリカの音楽科教員免許制度を解明することであるが、本稿はそのための第1段階としたい。そのためにまず、アメリカの一般的な教員免許制度の特徴を検討する。その後1983年以降に見られる教員免許制度の変遷、及び音楽科教員免許制度の変遷を概観していく。

## 1 アメリカにおける免許状取得の流れ

アメリカの教育は、日本のような文部科学省を頂点とする中央集権的な体制ではなく、前述のように各州が教育を管轄しているのが特徴であることから、州により若干の差異は見られるが、大まかな教員免許状取得方法、教員採用までの流れは次のようになっている<sup>4)</sup>。

アメリカにおける教員の資格要件は、日本と同様に、免許主義を採用しており、教員志願者は、まず教員免許状取得が教員活動を行うための最低条件となる。また免許状取得に際して初等学校教員では1974年以来、中等学校教員では1963年以来、全州で学士号が要求され始めたことから、教員志願者は教員養成系の大学の学部、あるいは学科に入学し、教員養成課程を修了する必要がある。一方で1985年以降、慢性的な教員不足対策として社会人登用や優秀な人材確保のために、大学機関以外でも教員免許状取得が可能な教職資格特別プログラム等が開発されている。何州かにおいては、このプログラムが教員確保に大きな役割を果たしている場合もあり、今後、教員への新たなルートとなると考えられる。

教員免許状取得の全体の流れとしては次のようになっている<sup>5)</sup>。まず州の認可を受けた教員養成機関において大学学部段階で卒業要件単位を取得し、教師能力テストで一定基準を満たすと暫定的な仮免許状が発行される。仮免許状の授与権者は各州である。アメリカにおいても日本と同様に教員免許状を取得しただけでは学校において教員活動を行うことはできず、各学区の採用試験を受け、合格すると各学校に配属される。その後、1年間（州により2年間の場合もある）のインターンプログラムを修了することによって継続する免許状が与えられる。日本と最も異なる点は、教員免許状が終身有効ではなく、一定期間の

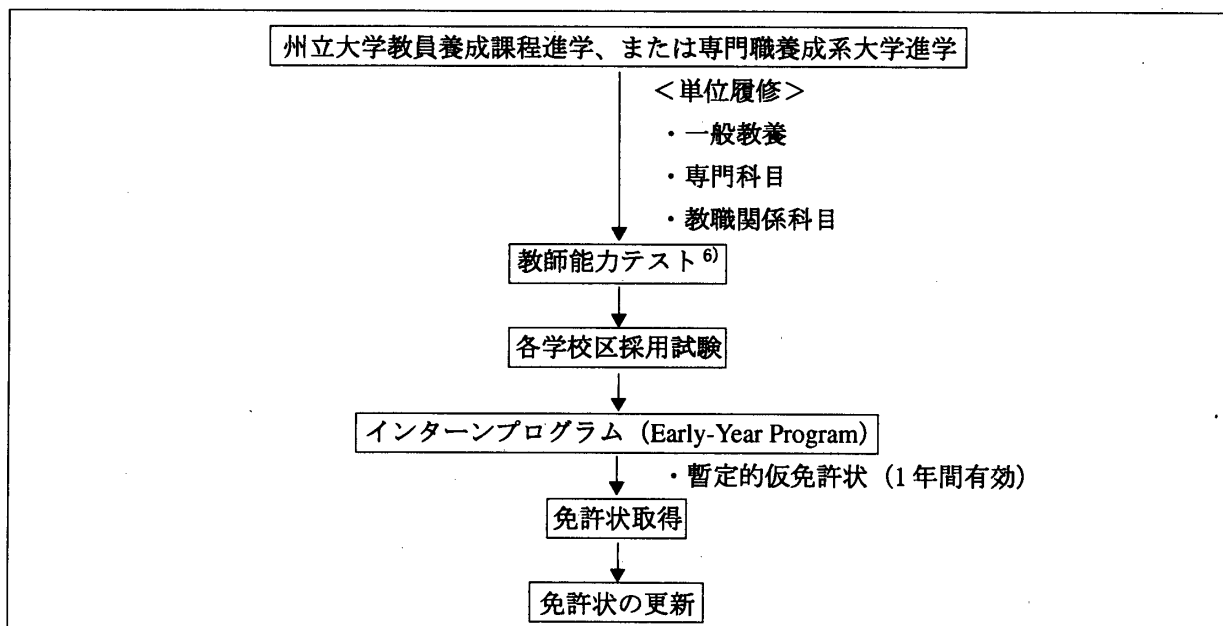


図1 アメリカにおける教員免許状取得方法の一般的な流れ<sup>7) 8)</sup>

有効期限付きであるということである。したがって教員活動を続けていくためには期限ごとに一定の更新要件を満たし、免許状の更新をし続ける必要がある。

## 2 1980年代以降の教員免許制度の特色

ここでは、アメリカにおいて1980年代以降に見られた教員免許資格、養成基準向上の提言が、教員免許制度にどのような影響を及ぼしたかを検討していくこととする。

### 2-1 教員免許資格、養成基準の向上

1980年代以降のアメリカにおいて、教員の資質、能力の向上を目指して数多くの改革報告書が提起されてきた<sup>9)</sup>。そのなかで先駆的な報告書として、1983年に発表された全州教育審議会報告書『卓越性を目指した行動—学校改善のための総合計画』(Action Excellence-A Comprehensive Plan to Improve Our Nation's School<sup>10)</sup>)はアメリカの教育的欠陥(科学技術的教育の水準低下、教員の絶対数不足、待遇の低さ、資質・能力の低下など)をふまえたうえで、カリキュラムの改善、地域社会と学校の連携、教育資源の整備・充実、教員の待遇改善と教職の専門性への配慮などとともに教員の質的な保証の重要性を勧告していたのである。教職専門性の向上に関する提案は1983年に発表された報告書『危機に立つ国家』(A Nation At Risk)における勧告Dでもなされている<sup>11)</sup>。これらの提言によりアメリカでは、教員養成、教員免許状等に関する制度の見直しを迫られてきたわけであるが、前述の通り基本的には州が管理しているため、州は養成課程の卒業要件の厳格化、教師能力テストの導入、終身免許状の廃止などの施策を講じるようになった。

### 2-2 免許状発行の種類<sup>12)</sup>

前述のような提言により、州は様々な対策を講じることになったわけであるが、ここでは免許状の種類、上級免許状の有無、さらに終身有効な免許状発行の有無の視点から見ていくこととする。1991年において、免許状発行に関しては5つに分類することができる。

- ① 大学卒業後即座に1種類の免許状を発行する場合である。マサチューセッツとニュージャージーの2州のみ。
- ② 有効期間付きの1種類の免許状を発行し、一定の更新要件を課す場合である。研修が義務となっているが、アラスカ、アーカンソー、イリノイ、サウスカロライナ、ウィスコンシンの5州が該当する。
- ③ 等級別の免許状を上位のものに更新させることによって、最終的に終身有効な免許状を発行する場合である。9州存在するが州によっては下位の有効期間付免許状については更新を認めなかったり、限定することにより、現職教育によって上位の免許状を取得させている。ニューヨーク州を例にとると、初めに学士号取得、一定の教職コース修了によって5年間有効であるが更新不可能の仮免許状(provisional certificate)が発行される。また修士号取得、最低2年の教職経験によって、終身免許状(permanent certificate)が発行されている。
- ④ 最も多くの州で導入されさらに増加することが予測されるタイプである。終身免許状を発行すること

なく数種類の等級別・有効期間付免許状を教職経験とともに一定の単位あるいは修士号取得により、更新させ、あるいは上級免許状を取得させようというものである。

⑤ 数種類の終身有効な免許状のみが発行される場合である。テキサス州のみが該当する。

以上、発行される免許状を類型化してみたが、明白な傾向として、終身有効な免許状を発行する州がいくつか少なくなりつつあるという点が挙げられる。

### 2-3 教師能力テスト<sup>13)</sup>

前述のような教育改革の提言により、低迷しつつける子どもの学力、成果重視の教育政策への転換などにより教師教育の領域に対しても改革の矛先が向けられた。それにより、従来は州が認定した養成課程の修了者には自動的に免許状が与えられていたが、1980年代以降、教師教育の改善策の一環として各州において教師能力テストが浸透していった。

教師能力テストは、1992年において大きく2つの種類に分けられる。1つは教育テストサービス (Educational Testing Service 以下ETSと略)の開発した全米教師テスト (National Teacher Examination 以下NTEと略)であり、全米で標準化されたテストである。もう1つは州が独自に開発するテストである。教師志願者は、どちらかの教師能力テストを受けることが要求されている。

NTEは教員養成課程において、学生の学科達成度を客観的に測定することができる、基準化されたテストである。NTEは主要科目と78の専門科目の中から1つ以上の科目を選択することになっている<sup>14)</sup>。主要科目は3つの分野から構成されており、一般教養、コミュニケーション能力、及び教職科目から構成され、回答時間は6時間30分である。一般教養のテストは文学、芸術、数学、科学、及び社会科学から出題される。コミュニケーション能力は、聴き取り、読解、及び書き取りの能力を測定するものとなっている。教職科目テストは、新任教師にとって必須とされる知識を問うものである。法規上の問題、社会的状況、文化的多様性、発育上の知識、及び教師の役割などが問われる。また授業計画における教師の役割、評価、生徒指導も試験される。専門科目はそれぞれの教科領域に適用される内容と方法についての理解を問うものである。

以上教師能力テストについて概観してきたが、次は、もう1つの教師教育の改善策として挙げられるインターンプログラムについて概観していく。

### 2-4 インターンプログラム

インターンプログラムの目的は以下の点にあるとされる<sup>15)</sup>。第1は、新任教師の実践的指導能力の改善とそれに伴う人間的、職能的成長である。1年目の教師は孤立した環境のもとで限定された情報を頼りに試行錯誤し、ひいては効果的に指導することが不可能な領域を意図的に放棄してしまう傾向がある。インターンプログラムはこれを改善するために導入されたと考えられる。第2は、将来性のある新任教師を定着させることにあるとされる。全米において新任教師は1年後に15%、最初の7年間に40-50%離職するとされており、教師不足を改善するためであると考えられる。またインターンプログラムは修了の際、新任教師に対して評価を行うが、これにより、合格した新任教師は継続する免許状を取得することが

できる。ヴァージニア州を例として挙げると、次のように14領域にわたる職務遂行能力が、主に授業観察を通して評価されている。

- |                        |                     |
|------------------------|---------------------|
| ① 学習指導時間を効果的に遂行する能力    | ⑧ 生徒の自己実現を高める能力     |
| ② 生徒に責任をもって課題を遂行させる能力  | ⑨ 生徒の関心、知識に即応した指導能力 |
| ③ 明確な構造をもった指導計画を作成する能力 | ⑩ 学習指導計画全般にわたる企画能力  |
| ④ 個々の生徒の能力差に応じた指導能力    | ⑪ 生徒への問題提起能力        |
| ⑤ 学習評価能力               | ⑫ 生徒への指導、助言能力       |
| ⑥ 生徒規範能力               | ⑬ 深い洞察能力            |
| ⑦ 生徒理解能力               | ⑭ 効果的学級経営能力         |

これら14の職務遂行能力の合格点、評価方式、援助手段、合格結果は以下の通りである。

- ① 最低12領域の能力に合格しなくてはならない。
- ② 1回の評価は3人の観察者が3度の授業を観察して行われる。
- ③ 合格するために3回までの評価機会が認められる。
- ④ 1986年春期参加者318人のうち92%が最終的に合格した。(1回目218人55%、2回目72人23%  
3回目28人8.8%)

合格率から見る限りインターンプログラムそのものは、指導能力の向上を主たる目的としていることがわかる。

### 3 音楽科教員免許状について

ここでは前述した先行研究と比較することにより、1983年から1992年までの音楽科教員免許制度の変遷について概観していくこととする。なおここで取り上げる内容は以下の通りである。

- |                     |                        |
|---------------------|------------------------|
| ① 音楽科における教師能力テスト    | ④ 履修基準                 |
| ② 音楽科におけるインターンプログラム | ⑤ 教職資格特別プログラム          |
| ③ 基礎免許状について         | ⑥ 更新の手続き、及び上級免許状取得の手続き |

#### 3-1 音楽科における教師能力テスト<sup>16)</sup>

免許状取得に際して何らかのテストの受験を要求している州の数は42州(1992)にのぼり、1983年の調査からは30州も増加している。そのうち24州がNTEを試験することを要求しており、15州が他の基準化されたテスト、または州独自のテストを採用している。ミンガンとミズーリの2州は1991年からテストを実施している。また21州が音楽科教育テストの受験を要求しており、そのうち14州がNTEのものを利用している。ニューヨーク州は音楽科教育テストのための内容開発を行っている。カリフォルニアとコネチカットの2州は独自の主要科目テストを利用しており、音楽科教育テストはNTEのものを利用している。

音楽科教育テストの概要は次のようになっている。ETSは、音楽科教育テストが大学で学ぶ音楽科コー

スの基礎的な内容についての理解を問うように開発している。音楽科教育テストは、単に知識を問うものではなく、基本概念、基本理念 基礎的実施の理解と応用に重点を置いている。音楽科の研究と教授における聴覚的な認知の重要性を意識して、テストの一部分は受験者に、テープによる聴き取りを基盤とした質問に答えることを要求している。具体的には以下のような内容で構成されている。

① 音楽の基礎理論

- ・18 - 20 世紀までに重点を置いた、様式、作曲者、レパートリー、ジャンル、器楽編成、表現要素（音色、音高、ダイナミック、及びテンポ）を含む全ての時代の音楽史
- ・表現技術、音響効果、及び形式に加え、音高、テンポ（または音価）の要素、及びテクスチャーなどの音楽理論
- ・指揮法と音楽記号の解釈を含めた演奏技術

② カリキュラムと教授

- ・様々な学年における授業の実施方法
- ・スコープとシーケンス、演奏技術、及び学際的な要素を含めたコース内容
- ・教育学的なアプローチ
- ・教材と教具

③ 専門的知識

- ・音楽科教育の心理学、及び哲学
- ・専門的な文献に関する知識
- ・職業的実務と倫理に関する知識
- ・専門職団体に関する知識

テストのおよそ60%が①に充てられており、残り40%が②、③である。教師能力テストの日程は全米の多くのカレッジや大学で決められている。主要科目テストは10月、3月、6月に行われ、専門科目テストは11月、3月、7月に行われる。

### 3-2 音楽科におけるインターンプログラム (Early-Year Program) <sup>17)</sup>

インターンプログラム (Early-Year Program) は、新任教師としての最初の年に行われ、音楽科の評価チームは、最低3回新任教師を観察する。評価チームは通常学校区外からの、ベテラン教師、学校経営者、大学関係者の3名の教育者から構成されている。観察は新任教師のクラスで行われ、その後、ミーティングがあり、指導者は助言、または評価を行う。1983年においてはフロリダ、ジョージア、オクラホマの3州のみ行っていたが、1992年では17州が行っている。いくつかの州では、インターンプログラムは、基礎免許状取得要件として卒業試験に伴って行われる。試験に合格し、教師志願者が雇用された後、暫定的な1年間有効免許状が与えられる。その1年間の教授活動が終了し、評価チームが志願者を認可した後、継続する免許状が与えられる。メイン州はこのプログラムに2年間を要求しており、ジョージア州とサウスカロライナ州は実施を取り止めている (1992)。

### 3-3 教職資格特別プログラム<sup>18)</sup>

教職資格特別プログラムは、1980年代の様々な報告書によって教師の絶対数不足が指摘されたのをきっかけとして1985年以降急速に多くの州で導入された。このプログラムは、1983年の8州から1992年には32州に増加して利用されている。いくつかの学問的な科目や教育の盛んな地域における教師不足への対策として、多くの州がこれらのプログラムの実施を急いでいる。実際には、都市の学区以外では、教師不足はまだ広まっていないので、大多数の教師は、この課程によって教員免許状を与えられてはいない。Feistritzer, Emily (1990) は、このプログラムの整備不足から、何州かにおいて、いまだに多くの志願者が利用できない状況であることを指摘している<sup>19)</sup>。

### 3-4 基礎免許状<sup>20)</sup>

#### 3-4-1 適用する学年

25州が幼稚園から第12学年までの免許状を与えている。1州が第1学年から第12学年までの免許状を与え、7州が就学前から第12学年までと保育園から第12学年まで、幼稚園就園前から第12学年までまたは保育、幼稚園から第12学年までの免許状を与えている。1州は幼稚園から第12学年まで、または成人を対象とする免許状を与えている。新たに10州が、様々な学年（その1つは幼稚園から第12学年まで）に利用できるようにする計画を報告している。6州が各段階別（小学校、ミドルスクール、中等学校）に免許状を与えている。1988年から7州が免許状の数を減少させ、どの州も免許状の数を増加させていない。1983年からの傾向として、幼稚園から第12学年までの免許状が5州増加していることが挙げられる。これは、早期教育への関心が強まっていることに起因しているとも考えられる。

#### 3-4-2 有効期間

基礎免許状の有効期間は、4州が終身有効の免許状を発行している以外は、1～8年間である。広く普及しているのは5年間で21州が発行している。1988年以来、4州が基礎免許状の有効期間を短縮させおり、2州は期間を延長させている。

#### 3-4-3 免許科目

33州が音楽科目全般を教えることを認めており、15州が声楽、器楽、一般音楽、またはそれらの複合といった領域に対して各1人の教師を置くことを要求している。ノースダコタ州の免許状は教員養成機関により異なっており、ミズーリ州とウィスコンシン州は免許状の範囲内において音楽科目を教えることを認めている。アイダホ州は、唯一、学校で個人レッスンを行う免許状を与えている。ルイジアナ州は学校で音楽療法を行う免許状を認めている（巻末資料表1参照）。

### 3-5 履修基準<sup>21)</sup>

一般教養科目の必要最低単位は20州において報告されており、残り30州は、教員養成機関が必要最低単位を決定することになっている。20州における一般教養科目の必要最低単位は平均43.3単位である。

メイン、ミネソタ、ノースカロライナの3州は一般教養科目要件の全体の履修基準における特定の割合を示している。

音楽科専門科目の必要最低単位は35州において報告されている。ニューメキシコとオハイオの2州が必要最低単位を減少させており、反対にメリーランド州は、必要最低単位を増加させている。35州における音楽科専門科目の必要最低単位の平均は、37.7単位である。単位の範囲はユタ州の初等科免許状における16単位から、ハワイ州の第7学年から第12学年の免許状における65-67単位である。8州が音楽科目の分野（音楽理論、音楽史、個人レッスン、指揮法、合唱、合奏）における必要最低単位をそれぞれ示しており、6州が、免許状取得に際して基礎的能力、または専門的スキルを要求している。ミネソタとノースカロライナの2州では、音楽科専門科目の全体の履修基準における特定の割合を示している。

教職科目の必要最低単位を報告している32州は、平均22.8単位を要求している。1988年以来、免許状取得に際して4州が教職科目の必要最低単位を付加している。単位の幅は、ヴァージニア州の12単位からアリゾナ州の初等科免許状における45単位までである。22州が5.9単位を平均とする実習の必要最低単位を報告している。1988年の調査以来、3州が教職科目の中に実習の単位を付加している。

#### 他のコース

州によっては上記の3つの履修基準に該当しないコースを要求しているところもある。またそれらのコースを教職科目の一部にしているところもある。具体的なコース名は以下のようである。

- ・読解指導 18州
- ・特殊児童への指導 16州
- ・人間関係 4州
- ・実習の事前指導、または野外活動 4州
- ・州憲法または合衆国憲法 3州
- ・コンピューター技能 2州
- ・優秀な生徒への教授 2州
- ・インディアン研究、書き取り能力、カウンセリング、職業、メディア 各1州

履修基準の様々なカテゴリーは、先行研究とほとんど変化は見られなかった。一般教養の最低単位数を要求している州は、1983年以来、平均2.0単位の減少が見られる。そして音楽科目でも平均2.4単位の減少が見られる。反対に教職科目では、同じ期間に2.3単位の増加が見られる。

教職科目以外で要求される他のコースでは、1983年以来、顕著な変化は見られていない。1983年においても読解の教授（16州）と特殊児童への指導（10州）は多くの州で見られた。興味深いことに、コンピューター技能や多文化教育といったようなコースは、1983年にはなかったコースである。科学技術や今日の変動している社会の影響がこれらの分野を付加させたと考えられる。

### 3-6 更新の手続き、及び上級免許状取得の手続き<sup>22)</sup>

#### 3-6-1 免許の手数料

42州が免許状に対する手数料を要求している。1988年以来、13州が手数料を引き上げており、1州が引き下げている。手数料は2ドル（オハイオ州）から125ドル（ミシガン州）である。アラスカ、カリフォルニア、サウスカロライナの3州は修了証明書に対する手数料を報告している。免許取得課程に要する



費用へ資金提供するために、いくつかの州は1983年から手数料を引き上げている。その中でもミシガン州は125ドルに引き上げ、全州で最高額となっている。

### 3-6-2 更新の手続き

4州が更新を必要としない終身有効の免許状を報告している。これは1983年当時と変化していない。しかし、1983年と比べると20州が新たに更新条件を要求するようになり、6州が更新条件を厳格化している（巻末資料表2参照）。更新の手続きは主に2種類が分類される。第1は、新たに単位を取得することと教職経験の両方を組み合わせたものである（7州）。第2は教職経験のみを要求したものである（7州）。また何州かにおいては、1983年以降、上記以外の手続きがとられている。ワシントン首府とイリノイ州は必要に応じて申請し、基礎免許状を更新する。ニューメキシコとミシシッピの2州では教師能力の提示を要求している。メインとバーモントの2州では、インターンプログラムの修了が要求されている。基礎免許状の更新に対する手段として、継続教育団体（CEU）<sup>23)</sup>、教員研修、及び新任教師教育（mentoring）などの専門職開発プランの利用が増加の傾向にあるといえる。

### 3-6-3 上級免許状取得の手続き

上級免許状取得の手続きは、主に次の3種類に分類される。第1は、修士号と30単位の取得、または5年制課程の修了と教職経験を要求したものである（23州）。第2に単位取得と教職経験を要求したものである（5州）。第3に教職経験のみを要求したものである（5州）。ワシントン首府とイリノイ州を含むいくつかの州は上級免許状を与えていない。14州は1種類以上の上級免許状を与えており、ミシシッピやミズーリの2州は4種類の異なる免許状を与えている。1983年以降の傾向として、9州が異なった手続きを要求している。事例として、テネシー州は教職経験1年と肯定的評価、バーモント州は教職経験3年と教師能力の提示、ヴァージニア州は新任助手経験の修了が必要である。1983年以来、修士号、30単位の取得、及び5年制課程を要求する州の数は35州から23州へと明らかに減少の傾向にある。1983年以来、伝統的な5年制課程に代わり、より多くの州が上級免許状の多様な手続きを要求している（巻末資料表2参照）。

## 4 互恵認定<sup>24)</sup>

多くの州が他州と互恵協定を行うことで、州間での免許状の移行を緩和している。大まかに分けると次の3つの機関により互恵協定を行っていることがわかる。

第1は、教員免許状の州相互の協定（IAQEP）という機関によるものである。この機関は最初1968年に制定され、1992年までに多くの州は海外の学校とも互恵協定を結んでいる。この機関のもとで州は、類似の免許状取得課程を持つ州と提携を結んでいる。この協定に提携している州において教員養成プログラムを修了している志願者は、他の提携する州において基礎免許状の要件を満たしていることとされる。

州は少なくとも5年毎に州の教育機関によるプログラムを履修することを要求している。また協定に提携している州ごとに、他の州からの志願者がそのプログラムに参加するための機会が与えられている。

この協定により、基礎免許状または上級免許状を取得している者は、協定に提携している他州においても類似の免許状を取得することができる。その免許状は次の条件のいずれかを満たすことによって取得される。

① 学位を基礎とするもの

- ・認可された教師教育プログラムからの学位
- ・公式な学業成績証明書
- ・現在の教員免許状の写し

② 教職経験を基礎とするもの

- ・過去7年に3年間の教職経験があったことを証明するもの
- ・他州へ免許状を志願している間に18か月教授していたことを証明するもの
- ・公式な学業成績証明書
- ・現在の教員免許状の写し

第2は、全米教師教育及び教員免許状の州管理者協会（NASDTEC）という機関によるものであり、この機関が教師教育プログラムについて作成した基準を利用している州のリストを発行している。この基準を利用する州は免許状の互恵協定に加わることができる。NASDTEC 計画の下で、州外の免許を取得したい志願者は、カレッジまたは大学の推薦書によるプログラムの修了報告書を提出しなければならない。

第3は、教師教育機関資格認定（NCATE）という機関によるものである。この機関により多くのカレッジや大学の教師教育プログラムが認定されているために、互恵協定的手段としては最も広く利用されている。もしも志願者がNCATEの認定する教員養成機関の教師教育プログラムを修了していれば、州の免許状機関は他の州で免許状を取得した志願者にその州の免許状を与えることができる。

もし志願者が、読解指導、特殊児童への指導、人間関係など特別な履修要件を課す他州で免許状を取得する際、その志願者は新たに履修することを要求される。免許状取得要件としての教師能力テストに関する互恵協定は州間で一貫しておらず、何州かにおいては志願者に、暫定的仮免許状を保持している間に教師能力テストを受けることを要求している。その他の州は仮免許状を取得する以前に教師能力テストを受けることを要求している。

## おわりに

本稿は、アメリカの一般的な教員免許制度の特徴を挙げ、次に、1983年から1992年の間における教員免許制度の変遷、及び音楽科教員免許制度の変遷を概観した。なお音楽科教員免許制度においては、先行研究で扱われていた1983年のMENCの調査から、本稿で扱った1992年のMENCの調査の間における変遷を概観したものである。

その結果、1983年以降の教育改革における様々な提言により、音楽科教員免許制度においてもいくつかの改革が遂げられていることがわかった。第1に教師能力テストについて挙げることができるが、新たに免許取得要件として付加した州は、1983年以来30州も増加している。第2に、インターンプログラムが1983年においては3州のみで行われていたが1992年までに17州にまで増加している。またこのプロ

グラムでは、授業観察を通して新任教師はいくつかの領域にわたって評価され、それに合格しなければ継続する免許を取得することができないとされており、教育改革を通じてさらに教員の資質向上が求められるようになったことが伺えられる。全体を通していえることは、基礎免許状や履修基準に関する制度の変化はあまり見られないが、新たに教師能力テストやインターンプログラムを付加することにより、より充実した教員免許取得プログラムを制度化した当時の全米の動きが明らかになった。なお教師不足の改善から生まれた教師特別プログラムに関しては、今後の課題としたい。

## 註、及び引用文献

- 1) 連邦憲法修正第10条
- 2) 平成13年4月11日中央教育審議会に「今後の教員免許制度の在り方について」文部大臣が諮問し、①教員免許制度の総合化・弾力化、②教員免許更新制の可能性の検討、③特別免許状（免許状を有しない優れた者に特別に授与できる免許状）の活用促進、の3点を中心に審議が開始された。12月20日に開催された第12回中央教育審議会総会で中間報告案が了承され、12月25日に大臣に手交された。教員免許更新制の導入を議論するに当たって、①教職への使命感、情熱をもち、子どもたちとの信頼関係を築くことのできる適格性の確保、②教科指導、生徒指導等における専門性の向上、説明責任を果たすことを通じての、③信頼される学校づくり、の3つの視点が設定された。そして、免許更新制の導入の目的を、これら3つの視点のうち、個々の教員の基本的な資質に直接かかわる、①教員の適格性確保、②専門性の向上、の2つにおいて制度を想定し、その導入の可能性が検討された。
- 3) 『The No Child Left Behind』法は、2002年1月にブッシュ大統領が署名し、2002 - 2003年度に施行された。くわしくはU.S. Department of Education-Introduction : No Child Left Behind ([http:// www.ed.gov/nclb/overview/intro/index.html](http://www.ed.gov/nclb/overview/intro/index.html)) を参照のこと。
- 4) 八尾坂修『アメリカ合衆国教員免許制度の研究』風間書房 1998
- 5) 蓬野弘幸、入口豊「アメリカの大学における体育科教員養成の現状に関する研究(1) -アメリカにおける教員免許制度について-」『大阪教育大学研究紀要4教育科学』第51巻 第2号 2003 pp.459 - 460から引用したものへ筆者が一部修正を加えている。
- 6) 教師能力テストは八尾坂(1998)によると、教員養成課程への進学者選抜、教員養成課程を履修した上での教員免許状取得要件など、その用途は多岐にわたっている。ここでは教員免許状取得要件として言及している。
- 7) 5) と同書 p.455
- 8) 佐久間亜紀(2002) pp.8 - 9 なお図1は資料に基づき筆者が作成したものである。
- 9) 4) と同書 p.107
- 10) 八尾坂修、菊地英昭「全州教育審議会報告書『卓越性を目指した行動-学校改善のための総合計画』の要約と考察」『国立教育研究所研究集録』第9号 1984 pp.153 - 164
- 11) The National Commission on Excellence in Education "A Nation At Risk: The Imperative for Educational Reform" U.S: Department of Education 1983 (<http://www.ed.gov/pubs/NatAtRisk/index.html>) (2004/2/10 現

在) この報告書は、アメリカにおける教育の問題点の1つとして、教員養成課程進学者の学力の低さと、数学や理科などの教科の担当教員の不足を指摘した。

12) 4) と同書 pp. 114 - 116

13) 現在は1992年の改訂をうけて、教育テストサービス (Educational Testing Service =ETS) が作成、実施している初任教員のための教職評価：プラクシスシリーズテスト (Praxis Series Test) の中に位置づけられている。教員免許状取得のためのテストは1977年に、ルイジアナ、ミシシッピの2州で始まり、1997年の時点では、教師能力テストを要件としない州はサウスダコタ、バーモント、ユタの3州のみになっている。なお、プラクシスシリーズテスト (Praxis Series Test) については別途検討していくこととする。

14) Erbes, Robert L. "Certification Practices and Trends in Music Teacher Education 4<sup>th</sup> ed." MENC 1992 p.2

15) 4) と同書 pp. 121 - 123

16) Erbes, Robert L. "Certification Practices and Trends in Music Teacher Education 4<sup>th</sup> ed." MENC 1992 pp.1 - 3, pp.15 - 18

17) *ibid.* pp.3 - 4, 19 - 20

18) *ibid.* p.4

19) Feistritz, Emily. "Alternative Teacher Certification: A State-by-State Analysis" Washington: National Center for Education Information 1990

20) Erbes, Robert L. "Certification Practices and Trends in Music Teacher Education 4<sup>th</sup> ed." MENC 1992 pp.4 - 5, 31 - 34

21) *ibid.* pp.5 - 6, 26 - 29

22) *ibid.* pp.6 - 7, 36 - 41

23) ここではアメリカで運営されている継続ユニット (Continuing Education Unit : CEU) システムのことを言及している。このシステムはある一定の基準を充足した継続教育の量を、標準化されたユニットに換算する制度である。この制度が対象にしている継続教育とは、原則として大学において学生が単位 (credit) を得られる授業以外の学習、専門職の教育課程 (professional program) 及び職業教育 (vocational program) と定義されている。このシステムは国際継続教育訓練協会 (International Association for Continuing Education and Training : IACET) によって組織的に運営されており、2000年までに約750の団体、及び個人が会員となっている。またまたIACETによって公認された教育ないし訓練の提供者は約350となっている。これらの団体、及び個人が提供する組織化された継続教育を一定の時間数にわたって受けることにより、学習者はCEUを取得できる。

24) *ibid.* pp.7 - 8

## 参考文献

・ Erbes, Robert L. "Certification Practices and Trends in Music Teacher Education 4<sup>th</sup> ed." MENC 1992

・ Feistritz, Emily. "Alternative Teacher Certification: A State-by-State Analysis" Washington: National Center for

Education Information 1990

- Feistritzer, Emily. "The Making of a Teacher, A Report on Teacher Education and Certification" National Center for Education Information 1999 (<http://www.ncei.com/MOT/MOT-5.htm>) (2004/2/10 現在)
- 本間政雄、高橋誠『諸外国の教育改革－世界の教育潮流を読む 主要6か国の最新動向－』ぎょうせい 2000
- 蓬野弘幸、入口豊「アメリカの大学における体育科教員養成の現状に関する研究 (1) アメリカにおける教員免許制度について」『大阪教育大学研究紀要4教育科学』第51巻 第2号 2003
- 石附実 編著『比較・国際教育学』東信堂 1998
- 文部科学省『諸外国の教育の動き2002』財政省印刷局 2003
- 文部科学省中央教育審議会「今後の教員免許制度の在り方について」中間報告案要旨2001 ([http://www.mextgo.jp/b\\_menu/public/2001/011206htm#top](http://www.mextgo.jp/b_menu/public/2001/011206htm#top))
- National Association of State Directors of Teacher Education & Certification "The Nasdtec Manual : manual on the preparation and certification of educational personnel 6<sup>th</sup> ed. : 2001" Kendall Hunt Pub 2001
- National Teacher Recruitment Clearinghouse State Departments of Education (<http://www.recruitingteachers.org/channels/clearinghouse/deptedu.asp>) (2003/10/2 現在)
- 佐久間亜紀「アメリカの教師養成制度の現状と問題点－日米比較の観点から－」東京学芸大学編『教員養成カリキュラム開発研究センター研究年報』第1巻 2002 pp.7-29
- 篠原秀夫、太田隆子、月岡知佳子「音楽教員免許状に関する日米の比較研究」『音楽教育学』第15号 1985 pp.28-39
- The Carnegie Forum on Education and the Economy, Task Force on Teaching as a Profession "A Nation Prepared, Teachers for the 21st Century" 1986
- The National Association for Music Education "Alternative Certification Position Statement" (<http://www.menc.org/connect/surveys/position/altcertstatement.html>) (2003/10/11 現在)
- The National Commission on Excellence in Education "A Nation At Risk: The Imperative for Educational Reform" U.S. Department of Education 1983 (<http://www.edgov/pubs/NatAtRisk/index.html>) (2004/2/10 現在)
- 浦野東洋一、羽田貴史編『変動期の教員養成－日本教育学会課題研究 子ども人口減少期における教員養成及び教育学部問題報告書』同時代社 1998
- U.S. Department of education-Introduction: No Child Left Behind (<http://www.ed.gov/nclb/overview/intro/index.html>)
- 若井邦夫「中等学校教員養成制度に関する国際比較研究－日本、アメリカ、スイスを中心に－」『共立女子大学総合文化研究所年報』第7号 2001 pp.217-233
- 八尾坂修「アメリカ合衆国における教員免許制度改革に関する一考察－日本との共通性－」『国立教育研究所研究集録』第16号 1988 pp.75-91
- 八尾坂修『アメリカ合衆国教員免許制度の研究』風間書房 1998

表 1 基礎免許状

州名	免許状の名称	通用する学年	有効期間	免許科目
アラバマ	Bクラス	N-12	8	声楽/合唱または器楽が認定される
アラスカ	正規の免許状タイプ	K-12	5	音楽全般
アリゾナ	仮免初等科⑥/仮免中等科⑥	K-8/7-12	8/8	〃
アーカンソー	専科・標準	K-12	6	音楽(プランI II)
カリフォルニア	単一科目・音楽	K-12/成人	5	音楽全般
コロラド	Aタイプ・一般	⑥	5	⑥
コネチカット	基礎免許状	PreK-12	1	音楽全般
デラウェア	標準包括的音楽/標準初等音楽/標準中等音楽	1-12/1-6, 5-8⑥/9-12, 7-8④	5/5/5	1-12年、1-8年、7-12年の音楽全般
ワシントン首府	ライセンスXIII-1クラス、2クラス	K-12/K-12	2/2	器楽/声楽
フロリダ	正規・音楽	K-12	5	音楽全般
ジョージア	4年以上更新できない 基礎免許状	K-12	5	〃
ハワイ	仮免基礎中等	K-12/7-12/なし	2/2	音楽/包括的音楽、器楽または声楽
アイダホ	初等・音楽専科/標準中等科/特別音楽	K-8/7-12/なし	5/5/5	音楽/音楽全般/生徒に対する個別レッスン
イリノイ	専科・標準	K-12	4	音楽全般
インディアナ	標準全学年(領域別)/標準全学年(専攻別)/音楽副専攻	K-12/K-12/教員養成機関による	5/5/5	音楽全般/合唱、一般音楽、器楽/合唱、一般音楽、器楽
アイオワ	仮免	K-6または7-12	2	音楽全般
カンザス	免許状	教員養成機関によって異なる	3	器楽、声楽、音楽理論、またはそれらの複合
ケンタッキー	仮免	K-12	5	選択科目によって異なる⑥
ルイジアナ	Cタイプ/補助教員(音楽療法士)	1-12/1-12	3/なし	声楽、器楽、またはそれらの複合/音楽療法
メーン	仮免	K-12	2	音楽全般
メリーランド	標準・専門	N-12	5	声楽と器楽
マサチューセッツ	音楽教師	K-9, 5-12	終身	音楽全般
ミシガン	仮免	K8, 7-12またはK-12	6	〃
ミネソタ	音楽教師のライセンス	K-12④	2	〃 ④
ミシシッピ	仮免	K-12	1	〃
ミズーリ	中等	K-12またはK-9	終身	免許状の範囲内の音楽科目

モンタナ	2クラス(標準)	K-12	5	音楽全般
ナブラスカ	基礎免許状	K-12/K-6/7-12	5	音楽全般/声楽または器楽/声楽または器楽
ネバダ	特別音楽/中等	K-12/7-12	5/5	音楽全般/合唱または器楽
ニュー・ハンブシャー	基礎	K-12	3	音楽全般
ニュー・ジャージー	包括的=一般音楽/器楽	N-12	終身	〃
ニュー・メキシコ	標準・レベル1	K-8, 7-12またはk-12	3	〃
ニュー・ヨーク	仮免	N-12	5	〃
ノース・カロライナ	Aクラス	K-12	5	〃
ノース・ダコタ	教師の専科	教員養成機関によって異なる	2	教員養成機関によって異なる
オハイオ	仮免高等/仮免専科	7-12/K-12	4/4	音楽全般/音楽全般
オクラホマ	標準音楽-器楽、一般/標準音楽-声楽、一般	K-12/K-12	5	器楽と一般音楽/声楽と一般音楽
オレゴン	基礎免許状-基礎音楽	PP-12	3	音楽全般
ペンシルヴァニア	講義用・レベル1	K-12	6	〃
ロード・アイランド	仮免・音楽	K-12	3	〃
サウス・カロライナ	音楽専科器楽/音楽専科合唱	K-12/K-12	5	器楽/合唱
サウス・ダコタ	教員免許	K-12	5	音楽全般
テネシー	仮免	K-12	5⑤	学校音楽/器楽
テキサス	仮免初等音楽/仮免高等学校音楽/仮免音楽全般	1-6, 8/6-12/PreK-12	終身	音楽全般/音楽全般/音楽全般
ユタ	基礎初等/基礎中等	1-8/6-12	4/4	音楽全般/音楽全般
バーモント	レベル1-初任教師ライセンス	K-12	2	音楽全般
バージニア	仮免	NK-12	2	声楽/合唱、または器楽
ワシントン	基礎免許	大学機関によって異なる	4	認可される領域
ウェスト・ヴァージニア	仮免・専科	K-12	3	音楽全般
ワイスコンシン	講義ライセンス	K-12	5	器楽、合唱、または一般音楽
ワイオミング	標準	K-12	5	声楽及び器楽

(Erbes, Robert L. "Certification Practices and Trends in Music Teacher Education 4th ed." 1992 pp.26-29 を筆者が翻訳したものである。)

註)⑥教科枠内で中等教育法を40単位取得すると特別教科を認定

⑦教科枠内で中等教育法を40単位取得すると特別教科を認定

③学年段階や担当分野が教員養成大学によって異なる

④州のミドルスクールにおける学年

⑤選択科目1-器楽、選択科目2-声楽、選択科目3-声楽と器楽の複合

①K-12吹奏楽と5-12一般音楽、K-12管弦楽と5-12一般音楽

②有効期間は5年であるが教授期間は1年のみ

表2 教員免許状の更新の手続き、上級免許状取得の手続き

州名	手数料 (\$)	更新の手続き	上級免許状取得の手続き
アラバマ	10	教職4年と専門教育または12単位取得	A クラス-修士号と10年以内で教職5年または12単位取得 AA クラス-修士課程以外で33単位取得と12年以内で教職6年または12単位取得
アラスカ	125+修了証明書45	6単位取得	
アリゾナ	10/15	更新不可	修士号、または40単位取得
アーカンソー	なし	6年以内に6単位取得と教職2年	10年有効免許状-修士号
カリフォルニア	60+50.5	NTEの音楽科教育テストで620点を取得	専門免許状-5年制教員養成課程修了(基礎免許状の有効期間中)
コロラド	45	教職3年と6単位取得	A タイプ-教職3年、B タイプ-上位学位と教職3年
コネチカット	18		専門免許状-修士課程で30単位取得、または教職3年
デラウェア	なし/10		専門免許状-5年以内で教職3年
ワシントン首府	なし	必要に応じて申請	
フロリダ	12		免許維持に対する教師の履行能力
ジョージア	20	認可される大学でまたは相応の地方の専門職開発プランで10単位取得	5年免許状-修士号と教職3年 6年免許状-専門と教職3年 7年免許状-修士号と教職3年
ハワイ	なし	教職2年	専門免許状-5年制教員養成課程修了(または修士号)と教職2年
アイダホ	35	5年以内に6単位取得	修士号と教職(最低)3年
イリノイ	20	必要に応じて申請	
インディアナ	25	5年以内に12単位取得	修士号と教職5年と主専攻、副専攻、または認定された領域でのコースワーク
アイオワ	15	州規定の基準による	修士号と教職5年
カンザス	24	教職2年	修士号、またはそれに相応する単位の取得と教職3年
ケンタッキー	なし	修士課程で15単位取得	標準免許状-修士号と認可されたカリキュラム
ルイジアナ	15/25	6単位取得	B タイプ-教職3年 A タイプ-修士号と教職5年
メーン	なし	地方支援局の推薦状	地方支援チームの専門的推薦状
メリーランド	10	6単位取得(更新1回のみ)	上級専門免許状-修士号と教職3年
マサチューセッツ	10	終身免許	
ミシガン	125/175	教職3年と10単位取得	18単位取得と教職3年
ミネソタ	40	最初の延長-教職1年、更新のためには5年以内に120ユニット取得	継続の場合-計画プログラムで30単位取得、教職3年
ミシシッピ	なし/複写\$5	能力テストにおいて満点の60%	A クラス-教師能力の提示 AA クラス-修士号 AAA クラス-教職1年 AAAA クラス-博士号取得と教職1年



ミズーリ	州外 25	終身免許状	経験と専門開発に基づく4つのレベル
モンタナ	5+1回の更新につき5	教職1年と4単位取得	クラス1(専門)-1年の研究または修士号と教職3年と更新時の要件である教職1年
ネブラスカ	25	3年以内に6単位	標準免許状-5年以内で教職2年 専門免許状-修士号と教職2年
ネバダ	84	6単位取得	修士号と教職3年と更新時の要件である6単位の取得
ニュー・ハンブシャー	45	50単位取得、成果ある教職経験	ペテラン教師-成果のある教職3年、または1年の現場経験を含む修士プログラム
ニュー・ジャージー	40	終身免許状	
ニュー・メキシコ	なし	教師能力テストにおける6分野	レベル2-教授能力の熟達 レベル3-修士号
ニュー・ヨーク	50		終身免許状-修士号と教職2年
ノース・カロライナ	30	15単位取得	学士免許状-修士号 上級免許状-博士号と教職6年
ノース・ダコタ	5	初回更新教職2年 その後の更新は4単位取得	
オハイオ	2	インターンプログラムの修了と6単位取得または18CUES	専門免許状-30単位取得と教職3年とインターンプログラムの修了
オクラホマ	3	教職3年またはそれぞれの年に代替として3単位取得	終身免許状-修士号と教職経験5年
オレゴン	35/65	18単位取得教職1年	専門免許状-32単位の取得と教職経験3年
ペンシルヴァニア	15	5年毎に専門職開発プランの経験	標準免許状(更新を2回した後)-30単位取得または修士号と教職経験2年
ロード・アイランド	25	現職中に6単位取得	教職3年と地方の教育プログラムを24単位取得
サウス・カロライナ	修了証明書\$23	5年毎に6単位取得	専門免許状-6単位取得(現職中)と教職3年 終身免許状-博士号と教職6年
サウス・ダコタ	10	更新3年-初等学校の認定 更新5年-修士号	上級免許状-学士号と18単位取得、修士号、修士号と30単位取得、博士号
テネシー	なし	インターンプログラムを修了	
テキサス	25/85	終身免許状	インターンプログラム-1年と肯定的評価
ユタ	10		専門免許状-教職4年と肯定的評価
バーモント	45	専門職開発プランの修了	全てのレベルにおける専門免許状-30単位取得と教職3年
ヴァージニア	35/50	専門職開発プランで180ポイント取得	標準免許状-教職2年 更新は5年毎に教職3年
ワシントン	20		レベル2: 専門免許状-教職3年
ウェストヴァージニア	5	6単位取得または認可されたワークまたはそれら両方	大学専門免許状-インターンプログラムの修了 大学院専門免許状-修士号と成果があったとされる教職経験3年
ウィスコンシン	75/100		30単位取得と180日の教職経験
ワイオミング	20	5単位取得	専門免許状-6単位取得と教職3年

(Erbes, Robert L. "Certification Practices and Trends in Music Teacher Education 4th ed." 1992 pp.36-41 を筆者が翻訳したものである。)